

岩手県監査委員告示第4号

監査結果の公表（平成27年岩手県監査委員告示第47号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年1月5日

岩手県監査委員 高橋 元  
岩手県監査委員 嵯峨 壱朗  
岩手県監査委員 吉田 政司  
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象機関名 政策地域部調査統計課

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成27年6月18日

(2) 本監査実施日 平成27年8月4日

3 監査結果の公表の日 平成27年10月6日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
国庫支出金の調定に当たり、債権確定後相当期間経過してから調定しているものが2件、7,655,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	国庫支出金の調定については、所属内で相互確認を徹底するなど、組織的な管理を行い、適正な事務の執行に努めることとした。